

# 令和8（2026）年度 経営所得安定対策の手引き

はじめに ～経営所得安定対策に取り組むには？～

令和8（2026）年度 各種「直接支払交付金」に

申し込む

昨年度に交付された  
口座で申し込む

- 水稻生産実施計画書(3枚複写)
- 交付申請書  
を提出

今年度に新たに申し込む  
または名義（口座）を変更する

- 水稻生産実施計画書(3枚複写)
- 交付申請書
- 口座届出書及び通帳のコピー  
を提出

申し込まない

- 水稻生産実施計画書  
(3枚複写)を提出

申請する取組みに応じて、**追加で書類を提出する必要がある場合があります。**種類に応じて、以下の項目にお進みください

## 《全ての販売農家の方》

### ●水田活用の直接支払交付金（飼料作物、野菜、果樹、花きなど）

- 戦略作物（4ページ）やそば・なたねを作付けし、播種前契約、販売等をされる方
- 対象作物（5、6ページ）を作付けし、販売される方

その他要件がございますので、詳しくは1～6ページへ

## 《担い手（認定農業者、農事組合法人など）の方》

### ●畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（麦・大豆・そば・なたね※種子用、黒大豆、ビール麦は対象外）

- 対象農作物を作付けする担い手の方で、播種前契約、販売をし、農作物検査を受ける方

### ●米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

- 担い手の方に対し、収入減少による農業経営への影響を緩和することなど

その他要件がございますので、詳しくは、市役所農林水産課までお問い合わせください。

東広島市地域農業再生協議会

## 1 経営所得安定対策について

現在、日本の農業は、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、食料自給率の低下など多くの課題を抱えています。これらの課題を解決するため、国は、農業者の経営の安定と国内生産力の確保を図るため、経営所得安定対策等を実施しています。本制度では、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）や、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和する制度（ナラシ対策）の他、戦略作物や産地作物の生産を支援する「**水田活用の直接支払交付金**」等を実施しています。

## 2 水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金は、主食用米を作付けしない水田を活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米や、地域振興作物などを生産する販売農家に対し、国から直接交付金を交付するものです。

### （1）交付金の申請

対象者：販売目的で交付対象作物を生産する「販売農家」、「集落営農」

交付内容：国・県・市が交付対象作物や取組み毎に、交付金の単価を定めています。

詳細は、4ページ以降の「水田活用の直接支払交付金助成単価等」を確認してください。

交付金を申請される方は、以下の書類を提出してください。

#### 提出書類

① 水稲生産実施計画書（3枚複写）

② 経営所得安定対策等交付金交付申請書

※令和8年度に新規に取組まれる方、または振込口座を変更される方は次の書類も提出してください。

- ・経営所得安定対策等交付金振込口座届出書
- ・通帳のコピー（表紙・表紙裏ページ）

③ 「水田活用の直接支払交付金」等に係る【現地確認依頼書】

※東広島市地域農業再生協議会（以下「市協議会」という。）の職員が、作物の作付状況を現地確認します。作付状況が確認できない場合は、交付金が支払われませんので、確実に作物の確認ができる時期を記入し、変更があった場合はご連絡ください。

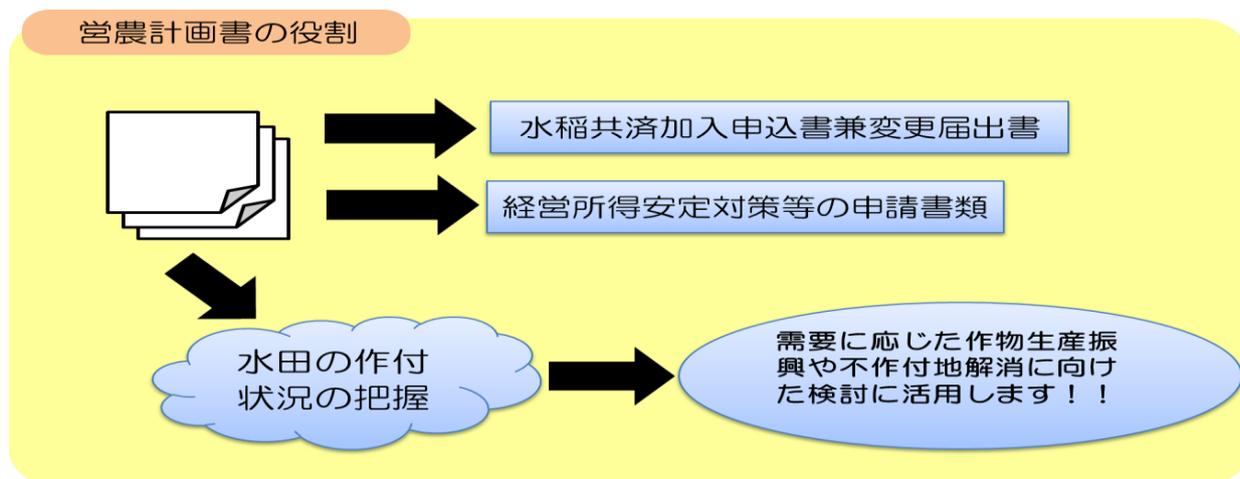
### （2）実績報告

交付金の支払を受けるには、取組実績（出荷販売伝票等）の報告が必要です。対象者には、11月以降に実績報告の様式を送付しますので、提出してください。

### 3 水稻生産実施計画書について

水稻生産実施計画書は、「経営所得安定対策等営農計画書」及び「水稻共済加入申込書兼変更届出書」を兼ねているほか、市内の水田の作付状況を把握し国に報告をするための重要な書類です。

市協議会から水稻生産実施計画書を直接郵送しますので、別紙の記入例を参考に必要事項を記入し、提出してください。



#### ○主食用米の生産目安について

広島県農業再生協議会では、国の主食用米生産量の見通しや主食用米の需要の見通しを勘案しながら、令和8年の県産米の生産目安や市町別の生産目安を算定しています。需要に応じた主食用米の生産・販売の参考にしてください。

##### 令和8年産主食用米の生産目安

区分	生産目安 (t)	生産目安の面積換算値 (ha)	令和7年産の作付面積 (ha)	基準単収 (kg/10a)
広島県	109,957	20,825	20,200	—
東広島市	15,700	2,920	2,891	539

※広島県の主食用米の生産及び需要動向は、広島県農業再生協議会のホームページ (<https://h-suiden.jp>) をご覧ください。

## 4 取り組みにあたっての注意事項

### (1) 作付状況の現地確認

市協議会では、現地確認依頼書に記入された収穫時期を参考に、作付状況を現地確認しています。水田活用の直接支払交付金を申請する方は、必ず『令和8年度の「水田活用の直接支払交付金」等に係る【現地確認依頼書】』を提出してください。確認時期は、基本的には5月・7月・9月ですが、依頼の時期や作物に応じて、対応しています。

**提出がない場合は現地確認ができないため、交付対象となりません。**

なお、出荷販売しない「自家用野菜」などについては、交付金対象でないため、確認依頼書の提出は必要ありません。

### (2) 実績報告書の提出

水田活用の直接支払交付金を受けるには、**実績報告書及び出荷を証明できる書類**の提出が必要です。**販売代金精算書など、対象作物の出荷にかかる作物名、出荷日、出荷先、出荷数量、金額が分かるもの**を提出してください。

提出期限までに出荷を証明できる書類等の提出ができない場合は、「出荷・販売実績報告書兼誓約書」を提出してください。その場合、翌年度の6月30日までに、出荷を証明できる書類等の提出が必要です。提出できない場合は交付金を返還することとなりますのでご注意ください。

#### ※出荷数量の報告について※

**麦・大豆・そば・なたね・飼料作物等については、出荷数量の報告が必要になりました。報告様式は対象の方に順次送付しますが、基準単収の1/2未満の場合は交付対象外となるおそれがありますので、ご注意ください。**

### (3) 環境と調和のとれた農業生産の実施について

水田活用の直接支払交付金の申請には、環境と調和のとれた農業生産を実施していることが必要です。**交付申請書の③「環境と調和のとれた農業生産の実施状況」をご確認の上、確認欄にチェック(✓)を記入してください。**

### (4) 水田活用の直接支払交付金の対象外となる農地

#### ① 果樹を植栽した農地

果樹を植栽した水田は、植栽後に5年が経過すると、交付金の対象外となります。

#### ② たん水設備（畦畔等）や用水路等の水田機能を有しない農地

水田機能を有しない農地は対象外です。

#### ③ 畑地化促進事業に申請した農地

「畑地化促進事業」に申請した水田は、申請した年から、水田活用の直接支払交付金の対象外となります。詳しい条件等は農林水産課にお問い合わせください。

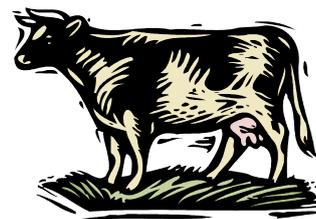
## 5 水田活用の直接支払交付金交付単価等

### (1) 戦略作物に対する助成【国設定】

対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)
①麦・大豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出荷・販売すること。</li> <li>■実需者と出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■収量が地域の基準単収の1/2以上であること。</li> </ul>	35,000円
②飼料作物 (水田放牧を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■出荷・販売すること。</li> <li>■需要者と利用供給協定を結ぶこと。 ※無償譲渡の場合は、交付対象外 畜産農家は、自家利用計画書を作成すること。</li> <li>■水田放牧の場合は、飼料作物を作付すること。</li> <li>■牧草については、当年産について播種を行う場合、播種記録(種子購入伝票等)を提出すること。</li> <li>■収量が地域の基準単収の1/2以上であること。</li> </ul>	
③WCS用稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加工用米等取組計画を農政局に提出し受理されること。</li> <li>■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■収量が地域の基準単収の1/2以上であること。</li> </ul>	80,000円
④加工用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加工用米等取組計画を農政局に提出し受理されること。</li> <li>■事前にJA等との出荷契約を締結すること。</li> </ul>	20,000円
⑤飼料用米・ 米粉用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>■加工用米等取組計画を農政局に提出し受理されること。</li> <li>■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■JA等の農産物検査機関等による数量確認を行っていること。</li> </ul> <p>特例措置として、過去3年の平均収量が標準単収値以上であって、当年の減収が自然災害等であることが確認できる場合などは、標準単価の交付金を受給できる場合があります。</p>	<p>105,000円 ～55,000円</p> <p>※生産数量に応じて交付金を支払う「数量払」</p> <p>地域平均単収の場合 80,000円程度 (飼料用米の一般品種は一部異なります。)</p>

※収穫数量が極端に少ない場合、減収となった理由書の提出が必要となる場合があります。

※令和8年度産の地域の基準単収については、4月以降に公表される予定です。



## (2) 産地交付金【広島県農業再生協議会設定】

対象作物等	要件	交付単価 (円/10a)	
①そば・なたね	<ul style="list-style-type: none"> <li>■実需者との出荷・販売契約を結ぶこと。</li> <li>■契約書の写しを<b>6月30日までに</b>提出すること。</li> <li>■<b>収量が地域の標準単収値の1/2以上であること。</b></li> </ul>	20,000円以内	
②新市場開拓への取組 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国内外の新市場の開拓を図る米穀の作付（国内用主食用米、加工用米、飼料用米、酒造好適米等を除く。ただし、酒造好適米のうち、輸出用日本酒の原料に供するものは対象とする。）</li> <li>■<b>コメ新市場開拓等促進事業と重複できない。</b></li> </ul>	20,000円以内	
③新市場開拓用米の 複数年契約の取組 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■複数年（3年以上）契約の取組であること。</li> <li>■各年産米の契約数量は維持又は増加すること。</li> <li>■コメ新市場開拓等促進事業に採択されること。</li> </ul>	10,000円以内 (契約開始年度のみ)	
④地力増進作物の 取組支援 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■<b>適期に播種及びすき込みを行うこと。</b></li> <li>■前作が水稲、麦、大豆、園芸品目であること。</li> </ul> <p>※対象地力増進作物／トウモロコシ、ソルガム、大豆、イタリアンライグラス、レンゲ、クリムソクローバー（基幹作のみ）</p>	10,000円以内	
担 い 手 加 算 ※2	⑤園芸作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の園芸作物を出荷・販売すること。 キャベツ、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、わけぎ、トマト、こまつな、ちんげんさい、しゅんぎく、みずな、きゅうり、なす、えだまめ、たまねぎ、きく、ぶどう、いちじく、レモン</li> </ul>	8,000円程度
	⑥加工用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>■指定品種（中生新千本、アキヒカリ、あきさかり、あきろまん、こいもみじ、恋の予感）又は実需者が指定した品種（自家利用は除く）を作付けすること。</li> <li>■<b>※前年度作付より10a以上増加した場合、増加面積に対し、2,000円/10a加算する。</b></li> </ul>	23,000円程度
	⑦飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■対象作物（WCS用稲、飼料用米を除く）を出荷・販売すること。</li> </ul>	5,000円程度
	⑧麦・大豆 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■広島県水稲・麦・大豆栽培基準に基づいて、「土壌改良技術」、「病害虫防除・除草」、「営農排水」の3つの技術メニューから2つ以上のメニューを実施すること。</li> </ul>	8,000円程度
	⑨飼料用米 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■単収が地域の標準単収値以上又は、標準単収値の8割以上の取組であること。</li> <li>■<b>※前年度作付より10a以上増加した場合、増加面積に対し、2,000円/10a加算する。</b></li> </ul>	標準単収値以上 22,000円程度 標準単収値8割以上 18,000円程度

※1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。

### (3) 産地交付金【市協議会設定】

対象作物等		要件	交付単価 (円/10a)
①地域重点作物		■以下の作物を出荷・販売すること。 カボチャ、ばれいしょ、ピーマン、レンコン、 アスパラガス、キャベツ、たまねぎ、なす、ねぎ	20,000 円程度
②地域振興作物		■以下の作物を出荷・販売すること。 エゴマ、きゅうり、コマツナ、大根、トマト、 にんじん、白菜、ホウレンソウ、トルコギキョウ	8,000 円程度
③地産地消の取組		<u>東広島市内へ</u> 出荷・販売すること。	5,000 円程度
④二毛作の取組 ※1		■対象作物（戦略作物、そば、なたね）により二毛作の 取り組みを行うこと。	10,000 円程度
⑤耕畜連携の取組 ※1		■次の取組のうちいずれかを実施すること。 ①わら利用 ②水田放牧 ③資源循環	12,000 円程度
担 い 手 加 算 ※2	⑥麦・大豆・ 飼料作物 (水田放牧含む)	■出荷・販売すること。	3,000 円程度
	⑦国の 戦略作物以外	■出荷・販売すること。 ※対象作物：国の戦略作物（麦、大豆、飼料作物、 WCS 用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米）以外	5,000 円程度

※1 その他要件があります。取り組む場合には、事前に農林水産課へご連絡ください。

※2 担い手とは、認定農業者、集落法人、認定新規就農者、農業参入企業、集落営農をさします。



**申請者の押印は不要です。**

様式第1号(A)

様式第1号A

**経営所得安定対策等交付金交付申請書**

令和 8 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。  
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続  新規

新規に申請される方は「新規」に☑してください。

① 交付申請者欄	フリガナ	ノウリン タロウ	申請年月日	年 月 日
	氏名又は法人・組織名	農林 太郎	生年月日	年 月 日
	フリガナ		<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	
	代表者氏名(法人・組織のみ)		経営形態	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農 <input type="checkbox"/> 法人
住所	(〒 123 - 4567 ) 東京都千代田区霞が関1-2-1	法人番号	<input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> ゲタ・ナラシ対象集落営農 <input type="checkbox"/> 認定なし	
登録済の振込口座	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更あり	電話番号	<small>※ゲタ・ナラシに申請される場合は、いずれかに認定されているか、認定されることが確実であることが必要です。</small> <small>※携帯電話のとれる電話番号を記入してください(携帯可)</small>	

申請年月日を記入してください。(4月1日~6月30日)

該当する経営形態、認定状況に☑チェックしてください。

氏名、住所を記入してください。氏名、住所等が印字されている方は、内容を確認してください。訂正が必要な場合は、二重線を引き訂正してください。

② 交付申請内容 (本年産の交付金申請事業の各項目の申請「する」又は「しない」の口に☑してください) ※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏紙(様式第1号B)にも記載欄があります。

交付金名	畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
本年産の申請	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない	<input checked="" type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
前年産の申請状況	無		無	

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。  
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。

申請する交付金は「する」に、申請しない交付金は「しない」に☑チェックしてください。

事業名 水田活用直接支払交付金の申請

本年産の申請  する

水田活用の直接支払交付金  コメ新市場開拓等促進事業  
 畑作物産地形成促進事業  畑地化促進事業

前年産の申請状況 無

別添の「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、☑チェックしてください。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 (様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、口に☑してください。)

過去1年(新規申請者除く)及び今後1年の間、農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産を実施。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、口に☑してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

「個人情報の取扱い」をご確認の上、☑チェックしてください。

該当するいずれかに☑チェックしてください。「新規」又は「変更あり」の場合は、振込口座届出書(様式第3号)及び当該口座の通帳表紙・表紙裏の計2ページの写しを提出してください。



口座が変わる方、  
新規に申し込みを  
する方が提出して  
ください

# 振込口座届出書の 記入例

様式第3号

## 経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めて加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

令和8年 4月 1日

地方農政局長 殿

住所 広島県東広島市西条栄町8番29号

氏名 農林 太郎

申請の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新規加入	<input type="checkbox"/> 振込口座変更	<input type="checkbox"/> 代理人に委任(以下の欄に代理人を記入してください)
-------	--	---------------------------------	--

金融機関(ゆうちょ銀行以外)		金融機関名	
金融機関コード(数字4ケタ)	7 9 9 4	JAひろしま	農協協同組合 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農研中金
支店コード(数字3ケタ)	3 8 4	支店名	西条支店
預金種別(該当のものに印をつけてください)		口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 別段	<input type="checkbox"/> 通知
口座名義人		1	2
フリガナ	ノウリン タロウ	3	4
漢字	農林 太郎	5	6
ゆうちょ銀行		7	
番号(右づめで記入)		1	

- ① 耕作者氏名と同じ名義の口座を指定してください。  
別の名義にするには、委任状が必要になります。
- ② 通帳の表紙と表紙裏の計2ページの写しを添付してください。

付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金における、一切の責任は自己で負うものとしま

別添理由	
------	--

※理由を証する書類を添付してください。(添付書類の例:①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方>

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の口にチェック(✓)を入れてください。

交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。  
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

# 現地確認依頼書の記入例



交付金を申請される  
場合のみ提出してく  
ださい。

① 提出については、  
経営所得安定対策等交  
付金交付申請書と合わ  
せてご提出ください。

(様式3)

## 令和 8 年度「水田活用の直接支払交付金」等に係る現地確認依頼書

東広島市地域農業再生協議会長 様

令和 8 年度の『水田活用の直接支払交付金』を受けるため、  
交付対象作物の作付面積の確認を依頼します。

### 注意

- ① 出荷・販売する「麦・大豆・そば・なたね」・「飼料作物」・「新規需要米」・「野菜」・「果樹」などの水田活用の直接支払交付金対象作物は、右下の欄に記入し、現地確認依頼をしてください。  
提出がないと、現地確認を行いませんので、交付対象となりません。
- ② 主食用水稻や出荷販売をしない「自家用野菜」等については、確認依頼を記入する必要はありません。  
自家用野菜の場合は、「営農計画書(3枚複写)」に「自家用」、あるいは「出荷販売なし」などと

② 注意事項をよくご確認ください。

ますので、適切な管理をお願いします。  
420-0939)にご連絡ください。

※太枠内をご記入ください。

令和 8年 4月14日

農区コード及び  
農業者番号 123 123 0001

農 区 名 \_\_\_\_\_

氏 名 **東広島 市郎**

住 所 **東広島市西条栄町8番29号**

電話番号 **000-000-0000**

### 契約などが必要な作物について

「麦・大豆・そば・なたね」は『播種前契約/出荷・販売  
契約書(直売等の場合は、販売計画書)』が必要です。  
市HPに公開している様式を利用するか、JA等の実需者と契約書を作成し、  
写しを提出してください。  
※「畑作物の直接支払交付金(収量・品質に応じた加算など)」を受ける  
には、出荷予定数量を契約書/販売計画書に記載し、別途『畑作物の交付  
金の申請』をする必要があります。

「飼料作物(イネアライグマなどの牧草、水田放牧など)」は  
『利用供給協定書(自給飼料の場合は、自家利用計画書)』  
を提出してください。

耕地番号	地名地番	本地面積 (㎡)	作付面積 (㎡)	作物名 /二毛作物 名	収穫予定 時期	出荷予定先
0006-001	サイジョウ1235	500	500	④小麦/そば	5月/10月	自家加工販売/JAOO アグリセンター
0006-002	サイジョウ1236	700	700	⑤稲免藤粗飼 料用稲(WC 5)	9月	畜産農家 東広島 太郎
0007-001	サイジョウ1237	800	800	⑥アスパラガス	7月	スーパー OOOO

③ 戦略作物等の場合  
**契約栽培が要件**となっております。  
契約書類の写しの添付が必要です。  
詳しくは、市役所農林水産課にご相談ください。  
Tel082-420-0939

が足りない場合は、裏面に記入してください

④ 二毛作助成  
表作と裏作の両方の「作物名」「収穫時期」「出荷先」を記入してください。

⑤ 新規需要米(米粉用米・飼料用米・WCS・加工用米・新市場開拓用米)も現地確認を行いますので確認依頼書の記入が必要です。

⑥ **自家用野菜や主食用水稻は記入しないでください。**  
一年に複数の野菜の品目を作付される場合、どれか一つだけ記入してください。  
同時に複数の野菜の品目を作付される場合は、「その他野菜」となります。

## 個人情報の取扱い

農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「農林水産省等」といいます。）及び地域農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）は、交付申請者から提出があった申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、経営所得安定対策等交付金の交付に係る事務及び制度の改善等のために利用します。

なお、交付金の円滑な交付のために、農林水産省等及び協議会が交付申請者の同意を得た上で交付申請書及び営農計画書等の内容を訂正することがあります。

以下に記載された「経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて」をよくご確認の上、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄に✓をつけてください。

### 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省等及び協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を交付申請者に係る次の関係機関等（注2）に必要最小限の範囲内において提供又は確認する場合があります。

また、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査、不測時における食料供給確保に係る業務等を行うために、本申請書等に記載された内容を農林水産省等、都道府県及び市町村並びに協議会で必要最小限の範囲内において利用する場合があります。

なお、当該個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策交付金の交付事務等の手続において、申請書等の記載内容の訂正が必要となった際でも、農林水産省等が関係機関に申請書等の内容について照会し、交付申請者に代わって訂正を行うなど交付申請者の負担が軽減されるほか、交付申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、事務手続が簡素化されます。

事業等 (注1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用総合対策、環境保全型農業直接支払交付金、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金、農家負担金軽減支援対策事業、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業、農業者年金事業、農業経営基盤強化準備金制度、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画に関する取組 等
機関等 (注2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

## 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合においては、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
- (4) 必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場合
- (5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

- 4 交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存ありません。

## 安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

## 農業についてのお問い合わせ

詳しいことについては、次の関係機関へお問い合わせください。

《各機関連絡先》

機関名		電話番号
東 広 島 市 役 所	産業部 農林水産課	082-420-0939
	黒瀬支所 産業建設課	0823-82-0214
	福富支所 地域振興課	082-435-2211
	豊栄支所 地域振興課	082-432-2563
	河内支所 産業建設課	082-437-2901
	安芸津支所 産業建設課	0846-45-1623
東広島市農業委員会		082-420-0972
中国四国農政局 広島県拠点		082-228-9483
NOSAI広島 東広島支所		082-434-4337

機関名		電話番号
J A ひ ろ し ま	広島中央地域 営農経済センター 営農販売課	082-423-5913
	西条アグリセンター	082-425-1314
	八本松アグリセンター	082-429-0806
	高屋アグリセンター	082-491-0066
	志和アグリセンター	082-433-2025
	黒瀬アグリセンター	0823-82-2093
	福富アグリセンター	082-435-2221
	豊栄アグリセンター	082-432-2558
	河内アグリセンター	082-438-0700
	芸南地域営農経済セン ター営農経済課	0846-45-3360

《経営所得安定対策に関するホームページ》

農林水産省: [https://www.maff.go.jp/j/seisaku\\_tokatu/antei/keiei\\_antei.html](https://www.maff.go.jp/j/seisaku_tokatu/antei/keiei_antei.html)

東広島市: <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/3942.html>

※ 組織機構改革により、お問い合わせ先等が変更される場合があります。  
不明な点がございましたら、市役所農林水産課までご連絡ください。